（仮称）鹿沼市土採取事業規制条例（案）に対するパブリックコメントについて（回答）

番号	意見・要望事項	回答
1	①条例第５条第１項及び第６条 土採取事業は周辺住民にとって大変迷惑であり、かつ、不安を与えるものです。そこで、土採取業者や土地所有者の責務として、「周辺住民の安寧な生活環境の確保」を加えたらいかがでしょうか。設計基準において災害防止や公害防止、事故防止などの具体的な対策を盛り込んだだけでは不十分と考えます。条例に明記すべきです。	周辺住民に支障がある災害防止等については、施行規則第7条(設計基準別表1)において規定しています。この他、公害防止については、各種公害関連法の適用を受けるもの、保安対策については、労働安全衛生法等の適用を受けるもの、交通安全対策については、道路交通法等において規制されるものと考えます。
2	②　条例第７条第４項 隣接地においては、その所有者と実際に土地を使用している人(住んでいる人)が異なる場合が容易に想定できます。土採取事業において実際に迷惑を受けるのは隣接地に住んでいる人でありますから、隣接地の所有者のみならず隣接地の使用者(居住者)の同意も必要と考えます。当初の条例案(1回目のパブコメ時)では盛り込まれていた規定が、なぜ、今回は盛り込まれていないのでしょうか。	隣接地の使用者（居住者）に対する配慮は重要と考えています。今回の条例においては、農地転用申請時に添付される同意と同様としました。市としても、申請時に現地確認を実施し、周辺の状況を確認した上で許可を与えることとします。
3	③条例第９条第１項第３号 土採取事業で発生する振動や騒音などは、直接、人の生命身体そして財産に危害を加えるとは限りませんが、それらは周辺住民の安寧な生活を阻害する大変迷惑なものです。そこで、第３号に「周辺の生活環境に危害を及ぼす」旨追加したらいかがでしょうか。そのことで、設計基準に災害防止や公害防止、事故防止や交通安全などの具体的な対策を盛り込んでいることとの整合が図られると考えます。	土採取事業で発生する振動、騒音などについては、条例施行規則第7条（別表第1設計基準）において規定していますが、騒音規制法、振動規制法などの関係法令において規制されるものと考えます。また、地域住民から苦情がある場合には原因を究明し、指導等を行っていきたいと考えています。
4	④条例第９条第１項 土採取事業に伴い様々な法令による規制が行われるかと思います。そこで、各種関連法令(例えば農地法、森林法など)に基づく手続きが適切に行われていることを許可要件に加えたらいかがでしょうか。(例えば、建築確認では建築基準法のみならず都市計画法などいくつかの法令に適合していることを確認の要件としています。)	施行規則第8条第1項第18号において、許可申請の添付書類として、関係許認可等の申請書等の写しを求めています。条文の中には明記していませんが、許可を与える際には関係各部署に照会し、関連法令の状況を確認した上で許可を与えるものとします。
5	⑤条例第９条第１項 土採取場には、大型車両が頻繁に出入りすることが考えられます。そこで、周辺地域の交通安全のために、開発行為の許可基準などを参考として、周辺道路の幅員を6メートル以上と設計基準に定めたらいかがでしょうか。	施行規則第7条(設計基準別表1)において交通対策を規定しています。砂利採取法や土砂等の埋め戻しの条例等においても、周辺道路の幅員規制はなく、本条例においても、周辺道路の幅員規制は考えていません。なお、事業開始の際には道路使用届の提出を確認し、関係部署からも指導をしていく考えでいます。

6	⑥条例第９条第２項 土採取業者そのものが暴力団関係者であることは考えられないのでしょうか。そこで、許可しない者に暴力団関係者を追加したらいかがでしょうか。	暴力団関係者の定義につきましては、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへが該当するものと考えます。（おそれ条項） ※参照 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて（平成12年9月29日 衛産79号）
7	⑦附則２項及び５項 経過措置の期間が明示されていませんが、条例施行の際に現に着手している土採取事業以外は、このような経過措置を設ける必要がないと考えます。	今回の条例が制定されれば、県内でも初めての条例となります。条例施行後、事業者に申請手続き等の指導期間としまして、経過措置を設けることとしました。なお、経過措置期間でも届出をすることとしており、現地の確認等、環境パトロール班による監視をしていきます。
8	⑧その他 違反者への罰則規定（両罰規定含む。）が必要と考えます。	条例第31条に罰則を設けています。それ以外の違反については、許可取消などの行政処分で対応したいと考えます。
9	鹿沼の用土会社は、鹿沼土・赤玉土を日本全国一部海外に販売し園芸活性化に貢献していると思います。 規制を強化すると、採取困難になり園芸の低迷と税収確保ができなくなるだけです。 鹿沼市の誇れる特産品を消すだけです。逆にもっとPRして行くべきです。 採取は土を掘るわけで危険の無い掘方は必要ですが、今までに事故も聞いた事も無いのに必要以上の規制を強化するのはいかがなものかと思う。	条例第１条において、土採取事業の健全な発展を目的に設けています。必要以上の規制ということではなく、鹿沼市の地場産業として、鹿沼土等の園芸用土採掘の健全化を図る観点からも、必要な範囲で土採取事業を規制し、適正な土採取事業を促す必要があると考えています。
10	私は、商工会議所の緑産業部会の会員です。今回の議案について昨年度から会議等に参加して色々な方々の意見などを聞いております。私たち業界に置かれましても、厳しい情勢の中で仕事していまして、これから先行きが不安な部分がたた有りますので、今回の議案もとても重要な案件なので、簡単に条例を施行されますと、会社存続の危機に陥る場合もありますので、慎重に当方の意見をすり合わせながら、決めて頂ければ幸いです。宜しくお願いいたします。	土採取条例策定については、平成２３年度から業者説明会等で協議を重ね、意見をすり合わせながら今回の条例案としました。